

広島県告示第二百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和六年三月二十八日までの間、縦覧に供する。

令和六年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

尾道三原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市中之町九丁目一〇八〇番六地先から 三原市中之町九丁目一〇八一番一地先まで			二九・五〇 三二・〇〇	九・二〇	
			二九・五〇 三三・〇〇	九・二〇	拡幅